

令和7年度(秋季)
富山県社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金のご案内
《実務者養成施設入学者用》

介護福祉士を目指すあなたを支援する制度です。

これから介護福祉士資格の取得を目指し、実務者養成施設に在学する方を学費の面からサポートすることを目的につくられた制度です。

■ 修学資金（実務者養成施設入学者用）の概要

1. 貸与対象者（下記の条件にすべてに該当する者）

- (1) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した実務者養成施設に在学しているまたは入学予定の者
- (2) 学業優秀な者または卒業後に中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者であって、家庭の経済状況から真に修学資金の貸与が必要であると認められる者
- (3) 富山県内において介護福祉士として業務に従事しようとする者

※ 原則として、この貸付制度と、国の補助金が含まれている他の奨学金・貸付制度等との併給はできません。

2. 修学資金の種類及び貸与額

- (1) 貸与額 200,000 円以内
- (2) 貸付期間 実務者養成施設に在学する期間（ただし、正規の修学期間）
- (3) 利子 無利子
- (4) 交付 一括交付

3. 募集定員 5 名程度（審査会において決定）

※ 令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日の間に実務者養成施設に入学された方または入学することが決定している方

4. 連帯保証人 1 名必要

5. 返還免除

介護福祉士国家試験に合格した日から、1 年以内に介護福祉士の登録を受けた後、富山県内の指定施設において、介護等の業務に従事し、その期間が 2 年間に達した場合

6. 修学資金の返還（次に該当する場合は修学資金を返還していただきます。）

- (1) 実務者養成施設を退学等により、修学資金の貸与を取り消されたとき
- (2) 実務者養成施設を卒業した日から 1 年以内に県内において介護等の業務に従事しなかったとき
- (3) 介護福祉士の資格を取得することができなかったとき
- (4) 介護福祉士登録後、県内で所定期間（2 年間）介護等の業務に従事しなかった 等

7. 申込み方法等

申請には実務者養成施設の推薦が必要となります。養成施設において申請者を取りまとめ、養成施設を通じて必要書類を提出していただきます。

※ 申請期間 令和 7 年 8 月 25 日（月）～令和 7 年 9 月 26 日（金）（当日消印有効）

お問合せ先

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 富山県福祉人材センター
〒930-0094 富山市安住町 5 番 21 号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま） TEL076-432-6156